

県有財産売却の一般競争入札を次のとおり行う。

平成十九年十二月五日

広島県知事 藤 田 雄 山

一 入札に付する物件

番号	所 在 地	種 別	地 積 (m ²)	予定価格 (千円)
一九一	尾道市高須町字東新涯二丁目四七八六番三	土地	三、五八四・九二	一九四、〇〇〇
一九一二	尾道市瀬戸田町荻字西相田一〇〇六番二	土地	一七、六四三・三一	一五四、〇〇〇
一九一三	東広島市西条町田口字小滝原二四〇番四、二四〇番八	土地	一、八〇〇・七三	八二、八〇〇
一九一四	呉市倉橋町字綿郷二二九〇番四	土地・建物・工作物	三〇八・九三	六、九〇〇

二 入札の申込先及び受付期間

1 申込先

〒七三〇―八五一― 広島市中区基町一〇番五二号

広島県総務部財務局財産管理室（広島県庁舎本館三階）

2 受付期間

平成十九年十二月五日（水）から平成二十年一月十六日（水）まで（土曜日、日曜日、国民の祝日に関する法律〔昭和二十三年法律第七十八号〕に規定する休日及び平成十九年十二月三十一日（月）から平成二十年一月三日（木）を除く。）の午前八時三十分から午後五時三十分まで。ただし、平成十九年十二月五日にあつては午後一時から、平成二十年一月十六日にあつては午後二時までとする。

郵送等の場合は、平成二十年一月十六日（水）午後五時三十分必着とする。

三 入札期間、場所及び開札日

1 入札期間

平成二十年一月二十三日（水）午後一時から平成二十年一月二十九日（火）午後一時まで

2 入札場所

ヤフー株式会社が提供するインターネット公有財産売却システム上。

3 開札日

開札は、平成二十年一月二十九日（火）午後一時経過後直ちに行う。

四 入札の方法

1 公有財産売却システムにより入札価格を登録する。

2 郵送による入札書の提出は認めない。

五 入札に関する注意事項

1 次に掲げる者は、入札に参加できない。

- (一) 本件一般競争入札に係る契約を締結する能力を有しない者及び破産者で復権を得ない者
- (二) 次のいずれかに該当し、その事実があった後二年を経過しない者及びその者を代理人、支配人その他の使用人又は入札代理人として使用する者
 - (1) 県との契約の履行に当たり、故意に工事若しくは製造を粗雑にし、又は物件の品質若しくは数量に関して不正の行為をした者
 - (2) 県の行う競争入札又はせり売りにおいて、その公正な執行を妨げた者又は公正な価格の成立を害し、若しくは不正の利益を得るために連合した者
 - (3) 県の行う競争入札の落札者が契約を締結すること又は県との契約者が契約を履行することを妨げた者
 - (4) 地方自治法（昭和二十二年法律第六十七号）第二百三十四条の二第一項の規定による監督又は検査の実施に当たり職員の職務の執行を妨げた者
 - (5) 正当な理由なくして、県との契約を履行しなかった者
 - (6) (1)から(5)までのいずれかに該当する事実があった後二年を経過しない者を契約の履行に当たり代理人、支配人、その他の使用人として使用した者
- (三) 暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成三年法律第七十七号）第二条第二号から第四号まで及び第六号に該当する者
- (四) 日本語を理解できない者
- (五) 広島県が定める広島県インターネット公有財産売却ガイドライン及び Yahoo!オークションに関連する規約・ガイドラインの内容を承諾せず、遵守できない者
- (六) 公有財産の買受けについて一定の資格、その他の条件を必要とする場合でこれらの資格等を有していない者

2 入札保証金について

- (一) 納付
 - 入札に参加する者は、予定価格の百分の五以上の額の入札保証金を広島県が定める方法によって納付すること。
- (二) 還付等
 - 入札保証金は、次のとおり処理する。
 - (1) 落札者 売買代金又は契約保証金へ充当する。
 - (2) その他の者 入札期間終了後還付する。
- (三) その他
 - 入札参加者が入札に関し不正の行為をしたときは、その者の納付した入札保証金は

県に帰属する。

3 無効入札について

次のいずれかに該当する場合は、その入札は無効とする。

- (一) 入札に参加する者に必要な資格のない者が入札したとき。
- (二) 入札が取り消すことができる無能力者の意思表示であるとき。
- (三) 入札者が二以上の入札をしたとき。
- (四) 他人の代理を兼ね、又は二人以上を代理して入札をしたとき。
- (五) 入札者が連合して入札したときその他入札に際して不正の行為があつたとき。
- (六) 入札保証金が所定の額に満たないのに入札したとき。

六 その他

1 入札に必要な書類は、受付期間中、広島県総務部財務局財産管理室に備え付けてある。

2 入札等に関する問い合わせ先

広島県総務部財務局財産管理室 電話(〇八二) 五一三―二三〇五(ダイヤルイン)